時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には安號詳細なる商況物價の報告あ

時事新報

（本號八面）　（明治三十一年五月一日　郵便信書省認可）　明治二十六年八月三日　（定價金二錢五厘）

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價郵送料は左の如し

一號　貳錢五厘〇一ヶ月　前金五拾錢〇三ヶ月　前金壹圓四拾五錢〇六ヶ月　前金貳圓八拾五錢〇一ヶ年　前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

時事新報郵送料

一　日本國内並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津
　一ヶ月　金拾三錢
二　南亞米利加、中央亞米利加、布哇諸嶋、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國
　一ヶ月　金六拾錢
三　北米合衆國、英領加奈陀
　一ヶ月　金三拾錢
四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲
　一ヶ月　金六拾五錢
五　露領浦潮斯德、清國諸港
　一ヶ月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社ヘ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社ニ達シタル投書ノ原稿ハ凡テ寄稿者ニ返ヘサズ又本社ニ保存セズ

時事新報

一時の虚影に非ず

銀價の下落は我商品の輸出を奬勵すると同時に内國諸般の物價を騰貴せしめて物を製すれば必ず賣れ、賣れば必ず益するの結果を呈す可きは明白にして今後日本の商賣工業は萬々歳の景氣を見るに至る可し我輩の敢て斷言する所なれども或は其事實を許しながらも其景氣は一時の虚影にして眞實の繁昌に非ず即ち彼の不換紙幣濫發の現象と同樣のものなりとて頻りに憂を催はするものあるみろ奇態なれ即ち此輩は銀價の下落と紙幣の濫發とを同一のものと觀て其結果も亦同一なる可しと漫に想像するみとなれども氣の毒なるかな其想像は事實の判斷を誤りたるものと云はざるを得ず聊か其結果に相違あるの次第を語らんに抑も日本政府は明治十年西南の戰爭の爲めに國庫に空乏を告げたるより一時の急に迫まられて紙幣濫發の手段を行ひたるに因果覿面、次第に其結果を現はして紙幣と銀貨との間に差を生じ輸貨下落の有樣を呈したるより諸般の物價は次第に騰貴して商賣繁昌の景氣を催ほし都鄙到處に歡聲を聞きたるは明治十三四年頃の有樣にして彼の銀貨相場の横漲に行はれたるも其頃の事なり即ち紙幣下落の現象にして其有樣は銀價下落の結果と同樣なるが如くなれども實際に於て大に異なるものあるは外ならず紙幣下落の結果なる世間の景氣は單に日本一國内の事にして外國に對するときは則ち然らず例へば從來日本の米價は一石四五圓のものが紙幣下落の爲め十三四年の頃には十圓以上に騰貴したり其騰貴は世間繁昌の兆として見る可きものなれども若しも其米を外國に輸出するの一段となれば十圓の價は紙幣に對する呼直にして銀貨に於ては依然として四五圓の價に止まるものなれば其呼直は全く空なる倘ほ其上にいよ〳〵輸出の場合には當時の爲替相場の差に由りて直段を決せざる可らず即ち不換紙幣の濫發より來りたる物價の騰貴は單に一國内一時の景氣にして之が爲めに外國との貿易を奬勵するにも非ず日本の富實を增すにも非ず外に對すれば依然たる元の默阿彌にして一物をも利せざるのみか其景氣は本來一時の虚影に過ぎざれば忽ち反對を來して忽ち唯夢の非を悟る其趣は登樓の酒客が墜朝酒醒めて醉中の豪遊散財を悔ゆるものに異ならず即ち十五年頃より十六七年頃の不景氣慘狀は其反動の結果に外ならずと知る可きなり然らば今回銀價變動の結果は如何と云ふに物價騰貴商賣繁昌の景氣は紙幣濫發の時の有樣に異ならざれども其景氣は單に國内限りの醉夢に非ずして外國貿易の關係より來る所の事實なり例へば米の價一石七圓何十錢なりと云ふ之を海外の金貨國に輸出するときは金に換算して四圓何十錢に過ぎず別に高く賣るにも非ず取引の實際に於ては寧ろ幾分か安く賣るの實もあらんなれども銀貨國なる日本より見れば矢張り七圓何十錢の高直に賣るみとにして紙幣濫發の場合とは全く事情を異にするのみならず其變動の爲めに我輸出の增加するは疑ふ可らざる事實にして詰り一方に於ては海外の輸出を奬勵し一方に於ては國内の物產工業を發達せしむるの結果を見るみとなれば日本の商賣貿易は實際に圓滿の景氣を催ほして一時の虚影に非ざるを知る可し即ち紙幣濫發の景氣は日本一國内の事にして銀の變動は海外貿易の大勢に關係するものなればなり或は事の極端を想像して銀の價全く下落して一文の直打もなく土塊に等しきまでに至らば如何、夫れにても倘ほ日本の景氣は景氣なりやとの説もあらんか銀の價は次第に下落に赴くと云ふと雖も一文の直打なきに至るが如きは實際にあるまじき談なり假りに一歩を讓りて斯る極端の場合ありとしても我輩は尚ほ我國の萬々歳を唱ふるに躊躇せざるものなり前説にも述べたる如く我に必要もなき銀が限りもなく内に流込む可きの理由あらざれば日本國内に在る銀貨銀塊は中央銀行の準備金其他を合せて凡そ一億圓の額に過ぎざるみとならん一億の銀が全く價を失ひたりとて何の患ふる所ある可きや輸出增加、物產發達の爲めに日本國の富は非常に膨張す可き其富の全體より見れば銀の如きは實に微々たる一小部分のものにあるそれば全體の利益の爲めには一小部分の損失顧みるに足らず俗に云ふ蝦を以て鯛を釣るとは即ち此事なる可し我輩は此に到りてます〳〵我商賣貿易の隆盛、國家の富實を疑はざるものなり

官報

○大藏省訓令第三十號

府縣（沖繩縣を除ク）

今般各登記所ニ土地臺帳謄本備付ノ儀司法省ヨリ各地方裁判所ヘ訓令相成リタルニ付右謄寫上ニ關スル裁判所ヨリノ請求ニ對シテハ成ルヘク便宜ヲ與フル樣取計ヘシ

明治二十六年八月二日　大藏大臣渡邊國武

○逓信省告示第百九十八號

石川縣能登國鹿嶋郡七尾町立七尾灣淺礁磯礁森田礁及七甲礁浮標激浪ノタメ流失セリ但不日書位置ニ碑置ノ上ハ其旨更ニ告示スヘシ

明治二十六年八月二日　逓信大臣伯爵黑田清隆

○警視廳東京府公報

明治二十四年（四月）警察令第四號牛乳營業取締規則中左ノ通追加改正ス

明治二十六年八月二日　警視總監國田安賢

牛乳營業取締規則

第十四條中追加

種牛ノ下（搾乳器ノ四字

第十八條　改正

警視廳ハ臨時主務官吏ヲシテ乳牛種牛ヲ檢査シ角若クハ踏ニ檢査番號ヲ烙印セシムヘシ若シ乳牛病ニ罹リ乳汁有害ト認ムルトキハ乳汁分泌スルト否トニ拘ラス搾取所内ニ飼養スルコトヲ禁ス

前項ニ依リ飼養ヲ禁セラレタル病牛ハ逓ニ隔絶ノ場所ニ移轉シ其旨所轄警察署ニ届出ヘシ

第二十四條　改正

第十八條ニ於テ飼養ヲ禁セラレタル病牛ヨリ搾取シタル乳汁又ハ他物ヲ混和シタル乳汁及ヒ左ノ程度ニ達合セサル乳汁ハ販賣スルコトヲ得ス

一　乳（脂肪性ノ反應ナク其比重ハ華氏十五度ニ於テ一、〇二八乃至一、〇三四脂肪量ハマルチヤント氏檢乳計ヲ用ヒ〇、八立方サンチメートル以上ノ數的見性脂肪層ヲ折出セサルヘカラス）

一　脱脂乳（脂肪性ノ反應ナク其比重ハ華氏十五度ニ於テ一、〇三三、乃至一、〇三六脂肪含量百分中〇、五以上）

警視廳ハ臨時主務官吏ヲシテ乳汁ヲ檢査セシメ乳汁不良ト認ムルトキハ其販賣ヲ禁シ無害色素ヲ以テ著色シ又ハ投棄ヲ命スルコトアルヘシ但シ試驗ノ爲メ消費シタル乳汁ハ其代價ヲ請求スルコトヲ得ス

○東京市告示第五十六號

本市會ノ議決ヲ經内務大臣大藏大臣ノ認可ヲ受タル東京市區改正臨時費中明治二十六年度歳出追加豫算ノ要領左ノ如シ

明治二十六年八月二日　東京市參事會

東京府知事富田鐵之助

東京市區改正（自明治二十四年度至明治二十八年度）臨時費中明治二十六年度歳出追加總計豫算

歳出

一金三萬五千五百三十六圓四十錢四厘

但本費ニ對スル歳入ハ公債募集金ノ内ヲ以テ之ニ充ツ

東京市區改正（自明治二十四年度至明治二十八年度）臨時費中明治二十六年度歳出追加豫算表

歳出臨時費

科目	前年度豫算高	今年度豫算高
第三款　道路河渠橋梁及公園改正費		
第一項　深川八幡橋梁ヨリ永代橋新築橋ニ至ル道路両上中深川相川町新橋ニ對スル補償費	三、五二、五三六・四〇四	三、五三、六・四〇四
（十二）永代橋ヲ重要地點大川端町新永代橋ヲ重要地點	七、二三八・九四二	七、二三八・九四二
第三項　道路改正費	一、三、四九七・八二二	一、三、四九七・八二二
橋梁費	三、八二一・四〇四	三、八二一・四〇四
（一）深川區江町ヨリ龜住町ニ架スル假橋新設費	三、五一〇・〇〇〇	三、五一〇・〇〇〇
測量費	一〇五・〇〇〇	一〇五・〇〇〇
第四項　雜支出	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇
第五項　芝園橋梁ヨリ東照宮前ニ至ル道路開鑿費	一、〇八四・六四〇	一、〇八四・六四〇
（七）野慣人手當	八〇・〇〇〇	八〇・〇〇〇
（一）廢合ヲ要スル道路ノ敷地拂下代		
東京市區改正（自明治二十四年度至明治二十八年度）臨時費中明治二十六年度歳出追加豫算表		
歳出臨時費		
第三款　道路河渠橋梁及公園改正費		
第一項　道路改正費		
（十七）芝橋梁ヨリ麻布十番ニ至ル道路改正費		
（十八）麻布十番ヨリ青山ニ至ル道路改正費		
（十九）青山ヨリ牛込ニ至ル道路改正費		
（廿一）牛込ヨリ小石川ニ至ル道路改正費		
（廿二）小石川ヨリ河岸ニ至ル道路改正費		
第二項　溝渠		
（一）神田郵便局前ヨリ芝浦ニ至ル溝渠改正費		
（二）芝浦ヨリ東角ニ至ル溝渠改正費		
（三）本郷ヨリ本郷ニ至ル溝渠改正費		
（四）上野町ヨリ上野ニ至ル溝渠改正費		
（五）浦賀ヨリ富町ニ至ル溝渠改正費		
第四項　測量費		
第五項　雜費		
（一）廢合ヲ要スル道路ノ敷地拂下代		
豫備費		
廢合ヲ要スル道路ノ敷地拂下代		

雜報

○大坂辯護士が辭任せしに當撰したるも其歸坂せしによりて止を得ざるを以て止を一日夜土佐堀名の中舊寺村山下を假會長に推し取掛りたるに中は寺村山下の一に至りたるも其効なく解散するも其効なく會を催ほし互に會は圓滑の結果と述べ此説に調和策を請はしたるに後者多數立て〳〵退場し長を撰擧せし以て直に人を推薦し領を得ずして退るならんと云ふ

○東京海上日本橋區南茅場餘名例に據りて牧入の大要は左の如し

牧入の部

金五十萬九千八百四十二圓

金三萬四千四百四十四圓

金二萬六千九十七圓

合計金五十七萬

支出の部

金三十萬五千六百

金九萬四千三百五

金一萬二千四百

金四萬八千圓（年

金二萬八千百三十

合計金四十八萬